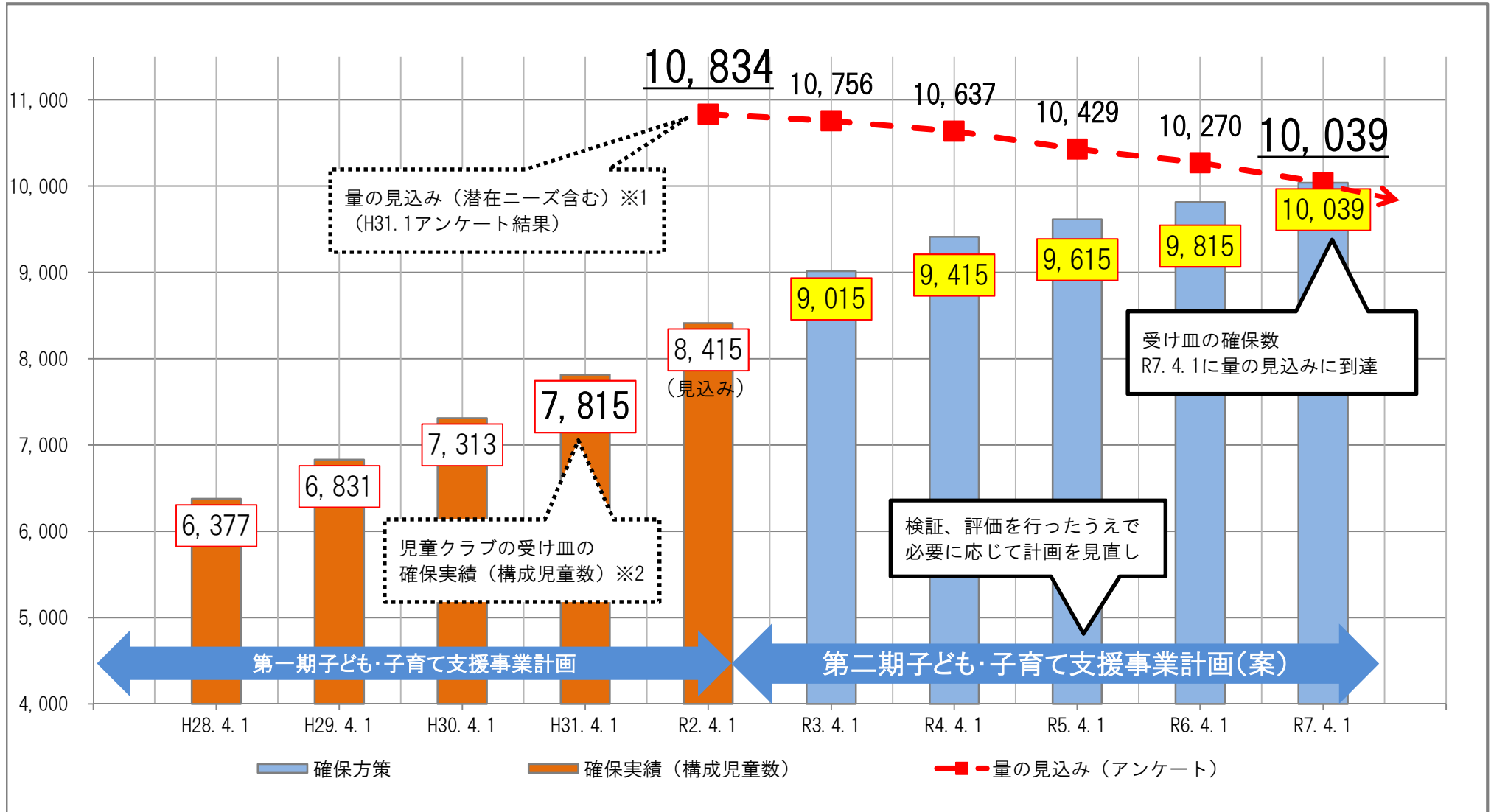


第二期子ども・子育て支援事業計画の児童クラブの量の見込みと確保方策（案）



※1 量の見込み(潜在ニーズを含む): H31.1実施のアンケート結果から求めた児童クラブの利用を希望する子どもの割合(潜在的ニーズ含む)と人口推計(岡山市の出生率及び平成31年3月末人口から推計)から試算したものの。

※2 構成児童数: 児童クラブに在籍している児童数(在籍児童数)を児童クラブの利用日数で按分したものの。

## クラブ移行の内定状況(R元.8.29現在)

## 1 クラブ数

移行対象(平津を含む)	87
移行内定	19
審査中(保留)	3
計	22

## 2 移行を内定したクラブ

区	クラブ名(学区)	構成児童数(人)
北区 (7)	まやかみやまびこ(馬屋上)	10
	杉の子(清輝)	43
	ほたる(蛍明)	32
	かもっち(加茂)	39
	おおの児童(大野)	117
	わかたけ(御野)	176
	ひらつっこ児童(平津)	15
中区 (3)	操明つくし(操明)	99
	なかよし(富山)	166
	どんぐり(高島)	168
東区 (2)	さくらんぼ(御休)	29
	古都グレープ(古都)	52
南区 (7)	三藤でんでん(第三藤田)	32
	まつぼっくり(第二藤田)	45
	あいかぜ(七区)	48
	くじら(甲浦)	50
	みしまこども(箕島)	89
	東疇たんぽぽ(東疇)	102
	小鳩(福浜)	122
	計	1,434

## 3 今後のスケジュール(条例案議決後)

- ① 具体的な移行準備のための個別協議、確認等
- ② 統ルールを試行のための協議、調整等
- ③ クラブ所有の設備、備品等の取扱いなどについての覚書締結
- ④ クラブ職員のふれあい公社雇用手続き
- ⑤ 令和2年度の入所準備(入所案内・児童募集、入所申込受付、入所決定など)

## 今後の移行見通し

### 1 移行時期

	移行時期	クラブ数	移行期間中の移行見通し
申請	①R2年度(内定・保留)	22	62 (71.3%)
	②R3～R4年度	40	
未申請	③当面移行しない、移行時期未定	22	
	④その他	3	
合計		87	

### 2 未申請クラブ(65クラブ)の理由・要因(複数回答)

申請に至らなかった理由・要因		回答数
1	支援員の雇用条件 (雇用年齢、勤務時間、給料月額、年収、ダブルワーク)	43
2	移行したクラブの状況を見てから判断したいため (勤務ローテーション、時間外勤務、行事、おやつ)	38
3	移行時の支援員確保	35
4	判断期間が短かったため	29
5	支援員が配置基準より不足するため	24
6	保護者負担金	23
7	開所日数・開所時間	18
8	支援員が配置基準より多すぎるため	2

### 3 未申請クラブに対する今後の市の取り組み

- 令和3年度以後の移行を希望しているクラブを対象に、年内から移行相談機会を持ち、次回の移行申請に向けた具体的な協議等を行う予定。
- 当面移行を希望しないクラブや移行時期が未定のクラブに対しては、事情等をお聞きしながら、再度、見直しの目的や統ルールの内容を説明し、移行への理解を働きかけていく。

## 平津小学校児童クラブの運営状況について

### 1 平津小学校児童クラブの概要

- (1)開設日:令和元年7月1日
- (2)運営者:岡山市児童クラブ実行委員会(構成—岡山市・岡山市ふれあい公社)
- (3)定員:40名(1支援単位)

### 2 運営状況について

- (1)在籍児童数:17人(8月1日現在)
  - 内訳:通年利用15人、長期休業期間(夏休み)のみの利用2人
  - 学年別内訳:1年生9人、2年生2人、3年生3人、4年生3人、5,6年生0人
- (2)職員数:7人(8月1日現在)
  - 内訳:支援員3人(主任支援員(月給者)1人、時給者2人)、補助員4人
  - ※その他、長期休業中のみ(7~8月)のアルバイト2~4人
- (3)開所日数
  - 月2回、第2・第4土曜日を開所
  - 令和元年度の年間開所日数は196日を予定
- (4)開所時間
  - ①学校授業日平日 13:00~19:00(6時間)
  - ②土曜日 8:00~18:00(10時間)
  - ③学校授業休業日(長期休業等)平日 8:00~19:00(11時間)
- (5)地域連絡会議
  - 7月26日に第1回地域連絡会議を開催
  - 参加者:連合町内会長、主任児童委員、放課後子ども教室実行委員、小学校校長、保護者代表
- (6)職員研修
  - ①発達障害児への対応について(6/25 4人受講 主催:ふれあい公社)
  - ②令和元年度児童健全育成活動指導者研修会(7/4 1人受講)
  - ③普通救命講習(7/16 6人受講)
  - ④令和元年度岡山県子育て支援員研修(予定)(8/22~10/29のうち3日間 3人受講予定)
  - ⑤放課後児童クラブにおける緊急時の対応(予定)(9/5 7人受講予定 主催:ふれあい公社)
  - ⑥令和元年度岡山県放課後児童支援員認定資格研修(予定)(9/8~12/8 3人受講予定)

### 3 その他

令和2年4月から新体制での運営を開始

# 放課後児童クラブの条例について

## 1 条例の目的

- (1)市が主体となってクラブ運営に関わることを明らかにするため
- (2)市内共通のサービスや利用料金を定めるため
- (3)統ルールを受け入れていただいたクラブを公の施設として位置付けるため

## 2 概 要

- (1)設 置
  - ・本市の小学校区ごとに1つを上限として市立の児童クラブを設置する旨を規定
- (2)名称及び位置
  - ・施設の具体的名称及び位置は規則で規定
- (3)事 業
  - ・放課後児童の健全育成のため児童クラブで行う事業を具体的に規定
- (4)入 所
  - ・児童クラブに入所できる者や入所の許可等について規定
- (5)開所日
  - ・平日と月2回の土曜日を開所
- (6)開所時間
  - ・平日 午後1時～午後6時（延長利用は午後7時まで）
  - ・土曜日 午前8時～午後6時
  - ・長期休業日 午前8時～午後6時（延長利用は午後7時まで）
- (7)利用料金  
（通年利用）
  - ・月額利用料 月額7,500円
  - ・延長料金 月額2,500円（午後6時～午後7時）
- (8)減 免
  - ・生活保護受給世帯 全額免除
  - ・ひとり親世帯（児童扶養手当受給世帯） 1/3減額
  - ・兄弟姉妹世帯（2人目） 1/4減額
  - ・兄弟姉妹世帯（3人目以降） 1/2減額

## 岡山市立放課後児童クラブ条例（案）

### （設置）

第1条 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業を実施するため、本市が設置する小学校の通学区域ごとに1つを上限として本市に放課後児童クラブ（以下「児童クラブ」という。）を設置する。

### （名称及び位置）

第2条 児童クラブの名称及び位置は、規則で定める。

### （事業）

第3条 児童クラブは、次の事業を行う。

- (1) 児童（第6条の規定により入所の許可を受けた児童をいう。以下この条、第7条及び第10条において同じ。）の健康管理、安全確保及び情緒の安定に関すること。
- (2) 児童の遊びの活動への意欲と態度の形成に関すること。
- (3) 遊びを通しての自主性、社会性及び創造性の向上に関すること。
- (4) 児童の遊びの活動状況の把握及び家庭との連絡に関すること。
- (5) 家庭や地域での遊びの環境づくりへの支援に関すること。
- (6) その他児童の育成支援上必要な支援に関すること。

### （対象児童）

第4条 児童クラブに入所できる者（以下「対象児童」という。）は、次の各号のいずれかに該当する児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭において当該児童の健全な育成を行うことができないと市長が認めるものとする。

- (1) 本市に住所を有する児童で、小学校に在学しているもの
- (2) 市外に住所を有する児童で、本市が設置する小学校に在学しているもの

2 前項第2号に該当する児童は、その者が在学する小学校の通学区域内に設置された児童クラブに限り、入所することができる。

### （入所の制限）

第5条 前条の規定にかかわらず、市長が児童クラブの運営上支障があると認める児童は、入所することができない。

### （入所の許可）

第6条 児童クラブに児童を入所させようとするときは、その保護者は、学年始休業期間、夏季休業期間、冬季休業期間又は学年末休業期間に限り入所させる場合にあつては当該期間ごとに、期間を限らず入所させる場合にあつては年度ごとに、市長の許可を受けなければならない。

(入所の許可の取消し)

第7条 市長は、児童又はその保護者が次の各号のいずれかに該当する場合は、入所の許可を取り消すことができる。

- (1) 対象児童に該当しなくなつたと認めるとき。
- (2) 第5条に該当するに至つたとき。
- (3) 不正又は偽りの行為によつて入所していることが判明したとき。

(閉所日)

第8条 児童クラブの閉所日は、次に掲げる日とする。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日
- (3) 1月2日、1月3日及び12月29日から12月31日まで

2 市長は、必要と認めるときは、児童クラブごとに前項の閉所日を変更することができる。

(開所時間)

第9条 児童クラブの開所時間は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 小学校の授業の休業日以外の日 午後1時から午後6時まで
- (2) 小学校の授業の休業日(閉所日を除く。) 午前8時から午後6時まで

2 市長は、必要と認めるときは、土曜日及び閉所日を除き、児童クラブの開所時間を午後7時まで延長することができる。

3 市長は、必要と認めるときは、児童クラブごとに前2項の開所時間を変更することができる。

(利用料)

第10条 児童の保護者は、使用料(以下「利用料」という。)を納付しなければならない。

- 2 利用料の額は、別表の左欄に掲げる利用区分に応じ右欄に定める額とする。
- 3 利用料は、市長が指定する日までに納付しなければならない。
- 4 既に納付された利用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(利用料の減免)

第11条 市長は、特別の理由があると認めるときは、利用料を減額し、又は免除することができる。

(委任)

第12条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 児童クラブの入所に係る手続その他の準備行為は、この条例の施行の日前においても、行うことができる。

別表（第10条関係）

利用区分		利用料
学年始休業期間に限り利用する場合、冬季休業期間に限り利用する場合又は学年末休業期間に限り利用する場合		2,500円（1回以上午後6時から午後7時までの時間（以下「延長時間」という。）に利用した場合にあっては3,100円）
夏季休業期間に限り利用する場合	延長時間の利用を左欄の期間に渡り包括して申請するとき	15,700円
	延長時間の利用を個別に申請するとき	12,500円に700円に延長時間に利用した日数を乗じて得た額（その額が3,200円を超える場合にあっては3,200円）を加えて得た額
期間を限らず利用する場合	延長時間の利用を包括して申請するとき	1月につき10,000円
	延長時間の利用を個別に申請するとき	1月につき7,500円に700円に延長時間に利用した日数を乗じて得た額（その額が2,500円を超える場合にあっては2,500円）を加えて得た額



## 岡山市立放課後児童クラブ条例の制定について

### 条例制定の目的

- 市がクラブ運営に関わることを明らかにするため
- 市内共通のサービスや利用料金を定めるため
- 統ルールを受け入れていただいたクラブを公の施設として位置付けるため

### 概要

#### 設置

本市の小学校区ごとに1つを上限として市立の児童クラブを設置する旨を規定

#### 名称及び位置

施設の具体的名称及び位置は規則で規定

#### 事業

放課後児童の健全育成のため児童クラブで行う事業を具体的に規定

#### 入所

児童クラブに入所できる者や入所の許可等について規定

#### 開所日

平日と月2回の土曜日を開所

#### 開所時間

- ・平日 午後1時～午後6時（延長利用は午後7時まで）
- ・土曜日 午前8時～午後6時
- ・長期休業日 午前8時～午後6時（延長利用は午後7時まで）

#### 利用料金 (通年利用)

- ・月額利用料 月額7,500円
- ・延長利用料 月額2,500円(午後6時～午後7時)

#### 減免

- ・生活保護受給世帯 全額免除
- ・ひとり親世帯(児童扶養手当受給世帯) 1/3減額
- ・兄弟姉妹世帯(2人目) 1/4減額  
(3人目以降) 1/2減額

#### 施行日

- ・令和2年4月1日から施行
- ・児童クラブの入所に係る手続その他の準備行為に関する規定は、公布の日から施行

岡山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する  
基準を定める条例の一部改正について

項 目	概 要
<p>岡山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について</p>	<p>1 改正理由</p> <p>放課後児童支援員の資格要件の経過措置を延長する等のため、本条例の一部を改正しようとするもの。</p> <p>2 主な内容</p> <p>(1) 放課後児童支援員認定資格研修の実施者について、都道府県知事に加え、政令指定都市の長を追加（条例第10条第3項）</p> <p>(2) 放課後児童支援員資格にかかる経過措置について、現行の令和2年3月31日までを令和5年3月31日までに延長（附則第3条）</p> <p>3 附 則</p> <p>公布の日から施行する。ただし、附則第3条の改正規定は、令和2年4月1日から施行する。</p>

岡山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例 新旧対照表

現 行	改正（案）
<p>(職員) 第10条 (略) 2 (略) 3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。</p> <p>附則 (職員の経過措置) 第3条 施行日から平成32年3月31日までの間、第10条第3項の規定の適用については、同項中「修了したもの」とあるのは、修了したもの（平成32年3月31日までに修了することを予定している者を含む。）とする。</p>	<p>(職員) 第10条 (略) 2 (略) 3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事又は地方自治法（昭和22年法律第67条）第252条の19第1項の指定都市の長が行う研修を修了したものでなければならない。</p> <p>附則 (職員の経過措置) 第3条 施行日から令和5年3月31日までの間、第10条第3項の規定の適用については、同項中「修了したもの」とあるのは、修了したもの（令和5年3月31日までに修了することを予定している者を含む。）とする。</p> <p>附則 この条例は、公布の日から施行する。ただし、附則第3条の改正規定は、令和2年4月1日から施行する。</p>

## (参考)

岡山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（案）

平成26年市条例第118号

### (趣旨)

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第34条の8の2第1項の規定に基づき、放課後児童健全育成事業（法第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業をいう。附則第2条を除き、以下同じ。）の設備及び運営に関する基準（以下「最低基準」という。）を定めるものとする。

### (最低基準の目的)

第2条 この最低基準は、市長の監督に属する放課後児童健全育成事業を利用している児童（以下「利用者」という。）が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員の支援により、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。

### (最低基準の向上)

第3条 市長は、岡山市児童福祉審議会条例（平成26年市条例第104号）に定める岡山市児童福祉審議会の意見を聴き、その監督に属する放課後児童健全育成事業を行う者（以下「放課後児童健全育成事業者」という。）に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。

2 市長は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。

### (最低基準と放課後児童健全育成事業者)

第4条 放課後児童健全育成事業者は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。

2 最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている放課後児童健全育成事業者においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。

### (放課後児童健全育成事業の一般原則)

第5条 放課後児童健全育成事業における支援は、小学校に就学している児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものにつき、家庭、地域等との連携の下、

発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、当該児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、もって当該児童の健全な育成を図ることを目的として行われなければならない。

- 2 放課後児童健全育成事業者は、利用者の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。
- 3 放課後児童健全育成事業者は、地域社会との交流及び連携を図り、児童の保護者及び地域社会に対し、当該放課後児童健全育成事業者が行う放課後児童健全育成事業の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。
- 4 放課後児童健全育成事業者は、その運営の内容について、多様な評価を行い、その結果を公表するよう努めなければならない。
- 5 放課後児童健全育成事業を行う場所（以下「放課後児童健全育成事業所」という。）の構造設備は、採光、換気等利用者の保健衛生及び利用者に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。
- 6 放課後児童健全育成事業者の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、事業を行う者に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）及びその放課後児童健全育成事業所を管理する者は、岡山市暴力団排除基本条例（平成24年市条例第3号）第2条第2号に規定する暴力団員であってはならない。

（放課後児童健全育成事業者と非常災害対策）

第6条 放課後児童健全育成事業者は、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするように努めなければならない。

- 2 前項の訓練のうち、避難及び消火に対する訓練は、少なくとも1年に3回は、これを行わなければならない。

（放課後児童健全育成事業者の職員の一般的要件）

第7条 放課後児童健全育成事業において利用者の支援に従事する職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限

り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けたものでなければならない。

(放課後児童健全育成事業者の職員の知識及び技能の向上等)

第8条 放課後児童健全育成事業者の職員は、常に自己研さんに励み、児童の健全な育成を図るために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(設備の基準)

第9条 放課後児童健全育成事業所には、遊び及び生活の場としての機能並びに静養するための機能を備えた区画（以下この条において「専用区画」という。）を設けるほか、支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

2 専用区画の面積は、児童1人につきおおむね1.65平方メートル以上でなければならない。

3 専用区画並びに第1項に規定する設備及び備品等（次項において「専用区画等」という。）は、放課後児童健全育成事業所を開所している時間帯を通じて専ら当該放課後児童健全育成事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

4 専用区画等は、衛生及び安全が確保されたものでなければならない。

(職員)

第10条 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、放課後児童支援員を置かなければならない。

2 放課後児童支援員の数は、支援の単位ごとに2人以上とする。ただし、その1人を除き、補助員（放課後児童支援員が行う支援について放課後児童支援員を補助する者をいう。第5項において同じ。）をもってこれに代えることができる。

3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市の長が行う研修を修了したものでなければならない。

(1) 保育士の資格を有する者

(2) 社会福祉士の資格を有する者

- (3) 学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による高等学校（旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校を含む。）若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者（第9号において「高等学校卒業者等」という。）であつて、2年以上児童福祉事業に従事したものの
  - (4) 教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条に規定する免許状を有する者
  - (5) 学校教育法の規定による大学（旧大学令（大正7年勅令第388号）による大学を含む。）において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者（当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）
  - (6) 学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第102条第2項の規定により大学院への入学が認められた者
  - (7) 学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
  - (8) 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
  - (9) 高等学校卒業者等であり、かつ、2年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者であつて、市長が適当と認めたもの
  - (10) 5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であつて、市長が適当と認めたもの
- 4 第2項の支援の単位は、放課後児童健全育成事業における支援であつて、その提供が同時に1又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいい、一の支援の単位を構成する児童の数は、おおむね40人以下とする。

5 放課後児童支援員及び補助員は、支援の単位ごとに専ら当該支援の提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者が20人未満の放課後児童健全育成事業所であって、放課後児童支援員のうち1人を除いた者又は補助員が同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事している場合その他の利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

(利用者を平等に取り扱う原則)

第11条 放課後児童健全育成事業者は、利用者の国籍、信条又は社会的身分によって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の禁止)

第12条 放課後児童健全育成事業者の職員は、利用者に対し、法第33条の10各号に掲げる行為その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(衛生管理等)

第13条 放課後児童健全育成事業者は、利用者の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 放課後児童健全育成事業所には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。

(運営規程)

第14条 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかななければならない。

(1) 事業の目的及び運営の方針

(2) 職員の職種、員数及び職務の内容

(3) 開所している日及び時間

(4) 支援の内容及び当該支援の提供につき利用者の保護者が支払うべき額

(5) 利用定員

(6) 通常の事業の実施地域

(7) 事業の利用に当たっての留意事項



- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) その他事業の運営に関する重要事項  
(放課後児童健全育成事業者が備える帳簿)

第15条 放課後児童健全育成事業者は、職員、財産、収支及び利用者の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない。

(秘密保持等)

第16条 放課後児童健全育成事業者の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

- 2 放課後児童健全育成事業者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

(苦情への対応)

第17条 放課後児童健全育成事業者は、その行った支援に関する利用者又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

- 2 放課後児童健全育成事業者は、その行った支援に関し、市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

- 3 放課後児童健全育成事業者は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第83条に規定する運営適正化委員会が行う同法第85条第1項の規定による調査にできる限り協力しなければならない。

(開所時間及び日数)

第18条 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所を開所する時間について、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める時間以上を原則として、その地域における児童の保護者の労働時間、小学校の授業の終了の時刻その他の状況等を考慮して、当該事業所ごとに定める。

- (1) 小学校の授業の休業日に行う放課後児童健全育成事業 1日につき8時間

(2) 小学校の授業の休業日以外の日に行う放課後児童健全育成事業 1日につき3時間  
2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所を開所する日数について、  
1年につき250日以上を原則として、その地域における児童の保護者の就労日数、小  
学校の授業の休業日その他の状況等を考慮して、当該事業所ごとに定める。

(保護者との連絡)

第19条 放課後児童健全育成事業者は、常に利用者の保護者と密接な連絡をとり、当該  
利用者の健康及び行動を説明するとともに、支援の内容等につき、その保護者の理解及  
び協力を得るよう努めなければならない。

(関係機関との連携)

第20条 放課後児童健全育成事業者は、市、児童福祉施設、利用者の通学する小学校等  
関係機関と密接に連携して利用者の支援に当たらなければならない。

(事故発生時の対応)

第21条 放課後児童健全育成事業者は、利用者に対する支援の提供により事故が発生し  
た場合は、速やかに、市、当該利用者の保護者等に連絡を行うとともに、必要な措置を  
講じなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、利用者に対する支援の提供により賠償すべき事故が発  
生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の  
総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等  
に関する法律（平成24年法律第67号。以下「整備法」という。）の施行の日（以下  
「施行日」という。）から施行する。

(設備の基準の経過措置)

第2条 当分の間、施行日の前日において現に整備法第6条の規定による改正前の法第6  
条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業を行っている者については、第9条第  
2項の規定は適用しない。ただし、当該放課後児童健全育成事業を行っている者は、児

童1人につきおおむね1.65平方メートル以上の専用区画を設けるよう努めるものとする。

(職員の経過措置)

第3条 施行日から令和5年3月31日までの間、第10条第3項の規定の適用については、同項中「修了したもの」とあるのは、「修了したもの（令和5年3月31日までに修了することを予定している者を含む。）」とする。

附 則（平成30年市条例第68号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成31年市条例第38号）

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、附則第3条の改正規定は、令和2年4月1日から施行する。